

介護基盤の緊急整備関係

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業
（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要

1. 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

2. 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

4. 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

5. 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

(2) 特別対策事業の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業
- ② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- ⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金事業の実施に定める特別対策事業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。

6. 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

- ① 第一次協議：第4期事業計画分＋「上乗せ整備分」＋既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。
- ② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。
の2回に分けて行うことを予定している。

7. 補助率

定額

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業	①小規模施設（定員29名以下） ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス（特定施設） 〔以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする〕 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る）	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
2. 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 ※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	①広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）	消防法施行令改正に伴いスプリンクラー設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であってスプリンクラー未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
	②有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）		
	③小規模多機能型居宅介護事業所 （275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であってスプリンクラー未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の配分方法等について

1. 予算額	約 2,495億円
(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円

2. 予算額の配分基礎単価

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
---------------------	-----------

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。

ア 一床あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム $350万円(※) \times 定員数$
- ・ 小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス $350万円(※) \times 定員数$

イ 一施設あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設 $4,375万円(※) / 一施設$
- ・ 認知症高齢者グループホーム $2,625万円(※) / 一施設$
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） $2,625万円(※) / 一施設$
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター $1,000万円 / 一施設$
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション $500万円 / 一施設$
- ・ 介護予防拠点 $750万円 / 一施設$
- ・ 地域包括支援センター $100万円 / 一施設$
- ・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） $3,000万円 / 一施設$

※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円
--------------------------	---------

ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・ 広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設〔併設を含む〕
- ・ 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面 積 要 件	m ² 当たりの単価
275 m ² 以上 ～ 1,000 m ² 未満の場合	9千円/m ² × 面積
1,000 m ² 以上 の平屋建ての場合	17千円/m ² × 面積

3. 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約} 2,212 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要額 = 第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額
+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

$$\text{約} 283 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

4. 都道府県と市町村事業の配分について

都道府県は、1. (2) の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙2の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称） の実施に係る事務の流れ（案）

（予算科目：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）

【都道府県】（都道府県事業の実施と広域調整）

基金条例制定／基金積立

- 都道府県特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）
- 市町村特別対策事業実施計画書の取りまとめ（H21年度にH23年度末までの3年間分の管内市町村の計画の取りまとめ）
- 基金事業計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の基金の取崩計画）
- 市町村からの交付申請に基づく基金の取崩し、支出
- 都道府県特別対策事業の実施状況報告の作成
- 市町村特別対策事業実施状況報告の取りまとめ
- 必要に応じ基金事業計画の見直し

臨時特例
交付金の
交付申請

特別対策
事業実施
状況報告

臨時特例
交付金の
交付決定

2①事業
2②事業

小規模施設以外

- 市町村特別対策事業実施計画書の提出
- 市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の提出
- 市町村特別対策事業実施状況報告の提出（補助金実績報告）

毎年度

交付申請に対する交付決定
補助金の確定

事業説明・情報提供

毎年度

【市町村】（市町村事業の実施）

- 市町村特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）
- 毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の作成
- 毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の実施状況を報告

小規模施設

1①事業
2③事業

【事業者】

- 実施計画策定、補助金申請書作成、実績報告書作成

【厚生労働省】 臨時特例交付金（H21年度補正予算計上）

- 臨時特例交付金の骨格作成
- 特別対策事業の実施方法（事業メニュー）の提示
- 基金条例（参考例）の提示
- 交付金交付要綱の作成・提示
- 基金運営要領の作成・提示
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成21年度に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業 ①小規模〔定員29名以下〕施設 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 既存施設（※）のスプリンクラー整備 特別対策事業 ①広域型施設（特養・老健・養護老人ホーム、短期入所） ②有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る） ③小規模多機能型居宅介護事業所	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円
※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。				
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

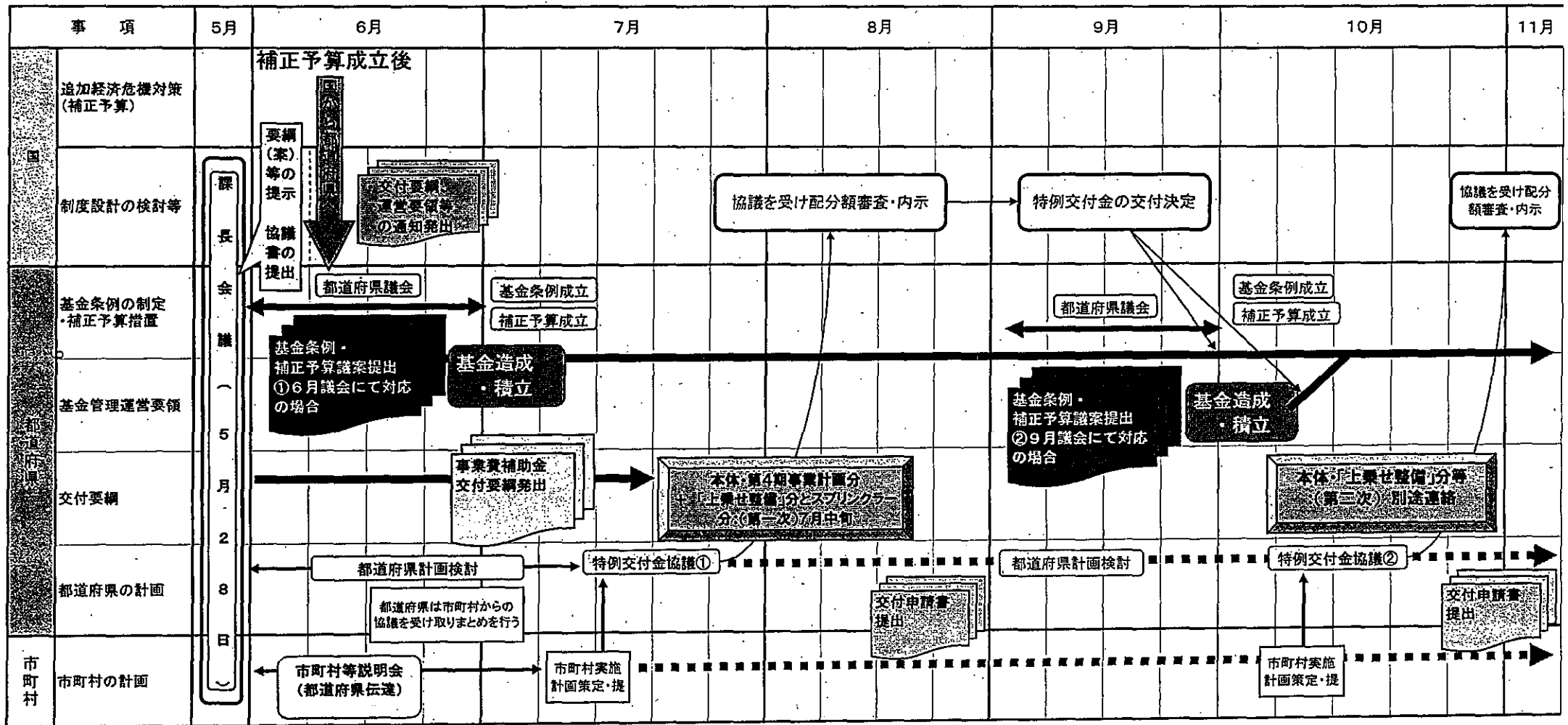
都道府県が策定する「基金事業計画」

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分) 事業メニュー2①・2②	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(※市町村事業分) 事業メニュー1①・2③	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

※都道府県が基金を取崩して、市町村の整備計画に対して補助する

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に基づく基金スケジュール



※ 今後、変更があり得るものである。

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県が設置する基金に必要な経費を交付することにより、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備や既存施設におけるスプリンクラー整備を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年●●月●●日老発第●●●●●●●号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（１）及び（２）により算定された額の合計額と運営要領に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ

れを切捨てるものとする。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$221,216,389 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要見込み額は、次により各都道府県が算出する。

第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額

＋ 「上乗せ整備分」の所要見込み額（厚生労働大臣が必要と定めた額）

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$28,254,571 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

（交付金の概算払）

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を

作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（6）基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。

（7）都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（8）基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（9）基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

（申請手続）

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成22年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（実績報告）

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類
 - ・(参考様式) 特別対策事業計画内訳表

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 介護基盤の緊急整備 特別対策事業分					
(2) 既存施設のスプリンク ラー整備特別対策事 業分					
合 計					

別紙2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合 計 額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

特別対策事業計画内訳表

1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合 計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設 (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設) (※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

2. 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類
 - ・(参考様式) 特別対策事業実績内訳表

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に 要する経費 の実支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 介護基盤の 緊急整備特 別対策事業 分								
(2) 既存施設の スプリンク ラー整備特 別対策事業 分								
合 計								

基金造成事業実施狀況調書

[illegible]

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

特別対策事業実績内訳表

1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合 計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設 (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設) (※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

2. 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別記様式3)

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)調書

平成21年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国			都 道 府 県								備 考
歳 出 予 算 科 目	交付の 決定額 円	交付率	歳 入			歳 出					
			科 目 円	予算現額 円	収入済額 円	科 目 円	予算現額 円	うち 交付金 相当額 円	支出済額 円	うち 交付金 相当額 円	
(項)介護保険制度運営推進費 21-											
(目)介護基盤緊急整備等 臨時特例交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）管理運営要領（案）

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

（2）基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

ア 基金の設置目的

イ 基金の額

ウ 基金の管理

エ 運用益の処理

オ 基金の処分

（3）基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

（ア）市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

（イ）都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を策定するものとする。

（ウ）都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（第2の（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）のアの（ウ）の「23年度末」を「24年6月末」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）のイによるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業とする。各事業の対象施設等その他の詳細については、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、ウの助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業者に対し都道府県が助成することにより実施する特別対策事業の場合

都道府県が、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として事業者に助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業者は、特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙〇の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければ

ならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

- a. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- b. 建物等の用途
- c. 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (1) のキ、(2) のカ及び(3) のエにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (1) のス、(2) のケ及び(3) のオにより付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、地域介護・福祉空間整備交付金の面的整備計画の考え方に準じて、計画ごとに助成するものとし、次により算出する。

なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 計画に記載された事業につき、対象経費の実支出額の合計額と、別表1第●欄に定める配分基礎単価を基に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号本職通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要項」に準じて算出した基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

② 別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2の第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①及び②により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算して取り扱うこととする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業の詳細

項目	対象施設等	配分基礎単価		対象経費	補助率
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業	①小規模施設（定員29名以下） ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス（特定施設） [以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする] ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）	・小規模特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模老人保健施設 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス	350万円×定員 350万円×定員 4,375万円/一施設 2,625万円/一施設 2,625万円/一施設 1,000万円/一施設 500万円/一施設 750万円/一施設 100万円/一施設 3,000万円/一施設	市町村の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	定額
	②広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む） ③有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る） ④小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）	1,000㎡以上の平屋建ての場合 17千円/㎡ 275㎡以上1,000㎡未満の場合 9千円/㎡		スプリンクラー整備計画に基づく施設等のスプリンクラー整備（スプリンクラー設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	定額

※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。

別表 2

特別対策事業に係る配分基礎単価の特別措置

1 区 分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 生活支援ハウス	別添に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・ 特別養護老人ホーム ・ 生活支援ハウス	別添に定める補助単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

- ・ 「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。

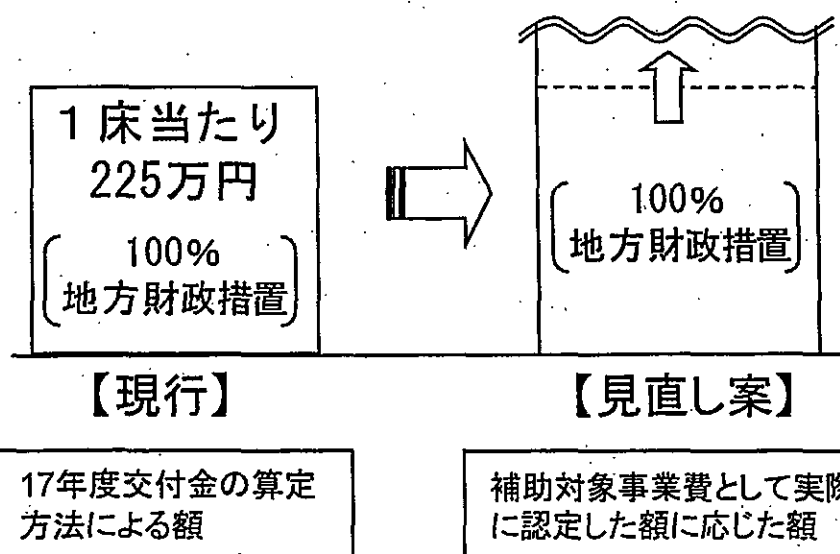
現 状

- ・ 一般財源化前の平成17年度都道府県交付金の要綱等に基づいて算定した額（特別養護老人ホームの場合、1床当たり225万円×定員数）

見直し(案)

- ・ 各都道府県等が実情に応じ補助対象事業費として実際に認定した額に応じた額

イメージ図



※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円 → 350万円)に係る考え方は次のとおり。

- ・ 現在、特別養護老人ホームの公共スペース（居室及び共同生活室等個人の利用に係るものを除いた部分）を対象に、1床当たり400万円の事業費（整備実績のうち低価格な水準）を対象としているところ、平成21～23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策（市町村交付金の拡充：単価増）に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助（施設整備補助金における1／4相当分）について、拡充（単価増）することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助（1／4相当分）に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していただきたいものであること。

施設開設準備経費等に対する支援（案）

① 施設開設準備経費助成特別対策事業

1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業) :
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
(市町村事業) :
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。
※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件

助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。
(保証金は対象外とする。)

定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額

定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成する。
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

(参考) 都道府県事務費 (①及び②に係る事務費)

1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 対象経費

ア 説明事務費用

- ・ 説明会開催費用 (管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他)
- ・ 周知に要する費用 (ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等)

イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費 (申請書の審査等に要する経費〔賃金職員雇上費用〕、振込手数料、通信運搬費 等)

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

3. 予算額 ①及び②の内数 (別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。)